

岐阜県委託業務成績評定要領

(目的)

第1 この要領は、岐阜県（農政部、林政部、県土整備部、都市建築部）が委託契約した委託業務の成績評定（以下「評定」という。）に必要な事項を定め、厳正かつ確かな評定の実施を図り、もって建設コンサルタント等の技術力の向上と成果品の品質確保に資することを目的とする。

(用語の定義)

第2 この要領における用語の定義は、委託業務検査要領第2に定めるところによるものとする。

(評定の対象)

第3 評定の対象は、1件の最終契約金額が100万円以上の測量業務、地質・土質調査業務、用地関係業務、設計業務（建築設計業務を除く。）、及び各種調査業務とする。

(評定者)

第4 評定を行う者は、委託業務監督要領第9により定める当該業務の一般監督員（以下「第1評定者」という。）、主任監督員または総括監督員（以下「第2評定者」という。）、及び委託業務検査要領第8により定める検査員（以下「第3評定者」という。）とする。

(評定の方法)

第5 評定は、専門技術力、成果品の品質等について、委託業務ごと、評定を行う者ごとに独立して客観的かつ公正な視点で行うものとする。

2 評定は、別に定める委託業務成績評定考査基準（業評定別記1）により作成した委託業務成績評定表（業評定様式1号）、及び委託業務検査チェックリスト（業評定様式2号）により行うものとする。

(評定の時期)

第6 委託業務が完了したとき、第1評定者、第2評定者、第3評定者の順にそれぞれ評定を行うものとする。

(評定表の提出等)

第7 検査員は、評定を行ったときは委託業務成績評定表（業評定様式1号）を検査結果報告書（業検様式6号）に添えて、検査権者に提出するものとする。

(評定結果の通知)

第8 検査権者は、検査員から完了検査後に委託業務成績評定表（業評定様式1号）の提出があったときは、遅滞なく評定結果を委託業務成績評定結果通知書（業評定様式3号）及び項目別評定点（別表）により、当該業務の受注者に通知しなければならない。

(評定の修正)

第9 検査権者は、第8の通知をした後、当該評定結果を修正する必要があると認められるときは、修正しなければならない。

2 検査権者は、前項の修正を行ったときは、遅滞なくその結果を委託業務成績評定結果通知書（業評定様式3号）及び項目別評定点（別表）により当該業務の受注者に通知しなければならない。

ない。

(評定の閲覧)

第 10 業務所管機関の長は、受注者あての委託業務成績評定結果通知書（業評定様式 3 号）の写しを閲覧に供しなければならない。

(説明請求)

第 11 第 8 又は第 9 により通知を受けた受注者は、通知を受けた日から起算して 1 4 日（「休日」を含む。）以内に、書面により業務所管機関の長に評定結果について説明を求めることができるものとする。

(説明請求に対する回答)

第 12 業務所管機関の長は、受注者から評定結果について説明を求められたときは、当該受注者に対して遅滞なく書面（業評定様式 4 号）により回答するとともに、本庁機関に報告するものとする。

2 業務所管機関の長は、前項の回答をするときは、工事等成績評定評価委員会で検討するものとする。

3 前項の工事等成績評定評価委員会は、別に定める要領に基づき設置するものとする。

(再説明請求)

第 13 第 12 の回答を受けた受注者は、回答を受けた日から起算して 1 4 日（「休日」を含む。）以内に、書面により本庁機関に再説明を求めることができるものとする。

(再説明請求に対する回答)

第 14 第 13 の再説明請求を受けた本庁機関の長は、当該受注者に対して書面（業評定様式 5 号）により回答し、業務所管機関の長に通知するものとする。

2 前項の回答をするときは、工事等成績評定審査委員会の審議を経るものとする。

3 前項の工事等成績評定審査委員会は、別に定める要領に基づき設置するものとする。

(実施細目)

第 15 この要領に定めるもののほか、評定の実施に関し必要な細目は、技術検査課長が定める。

附 則

この要領は、平成 2 0 年 4 月 1 日より施行する。

附 則

この要領は、平成 2 3 年 4 月 1 日より施行する。

附 則

この要領は、平成 3 1 年 4 月 1 日より施行する。

附 則

この要領は、令和 4 年 4 月 1 日より施行する。

(別表)

項目別評定点

業務名:

評価項目		細別	業務評定 (評定点/満点)		
プロセス評価	実施能力の評価	実施体制と執行計画	点	/	点
	実施状況の評価	執行管理	点	/	点
		品質管理	点	/	点
		業務特性	点	/	点
		創意工夫	点	/	点
	説明調整能力の評価	説明調整能力	点	/	点
	取組姿勢	責任感・積極性・倫理観	点	/	点
結果の評価	成果物の品質	点	/	点	
評定点の小計(注3)			点	/	点
事故等による減点			点		
瑕疵修補又は損害賠償による減点			点		
その他()			点		
総合評定点(注3)			点	/	点

注) 1. 各項目の評定点及び満点は小数第二位を四捨五入して表示している。

2. 測量作業及び地質調査においては、現場代理人及び主任技術者が該当する。

3. 評定点の小計は小数第一位を四捨五入し、整数としている。

(業評定様式3号)

年 第 号
月 月 日

(受注者) 様

(検査権者)

委託業務成績評定結果通知書

岐阜県委託業務成績評定要領に基づき、下記の業務について評定した結果を通知します。

記

1. 業務番号 第 号

2. 業務名 業務

3. 工期 年 月 日 ~ 年 月 日

4. 完成検査年月日 年 月 日

5. 評定点 点

(修正評点 点 【評定点が修正された場合のみ】)

受注者の受領日	年 月 日
受注者の職氏名印 (署名のみでも可)	

※ 評定内容に疑問がある場合には、本通知を受けた日から起算して14日（「休日」を含む）以内に、工事所管機関に対し、説明請求することができます。

(業評定様式4号)

第 号
年 月 日

(受注者) 様

(業務所管機関の長)

委託業務成績評定に係る説明書

年 月 日付けで説明を求められた委託業務成績評定内容について、下記のとおり回答します。

記

1 業 務 番 号 第 号

2 業 務 名 業務

3 疑問に対する回答

(業評定様式5号)

令和 年 第 月 号 日

受注者
(業務所管機関の長) 様

本庁機関の長

委託業務成績評定に係る再説明書

令和 年 月 日付けで再説明を求められた委託業務成績評定内容について、下記のとおり回答します。

記

1 業務番号 第 号

2 業務名 業務

3 疑問に対する回答